

令和3年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱要領

うなぎ稚魚（しらすうなぎ）採捕の取扱いについては、令和3年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針（以下「取扱方針」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

1 取扱方針第2条の集出荷責任者の配置について【様式1】

自ら集出荷業務を行わず指定集荷人を置く許可名義人にあつては、指定集荷人に対して指導・監督する者を集出荷責任者として配置することとする。

2 取扱方針第2条第2号に基づく採捕団体について

採捕団体は、原則として1市町村1団体とする。ただし、前年度に許可実績のある採捕団体は、この限りでない。

3 取扱方針第5条の集出荷体制について【様式1】

許可名義人が指定する指定集荷人は、次によるものとする。

- (1) 一般社団法人高知県しらすうなぎ流通センター（以下「流通センター」という。）としらすうなぎの集出荷に関して事前に協議が整った者とする。
- (2) 本年度新たに指定集荷人を指定する場合は、流通センターが適当であると認めた者とする。また、指定集荷人を変更するときも同様とする（様式2）。

4 漁業秩序維持のための指導責任者について【様式3】

- (1) 許可名義人は、漁業秩序維持の観点から、当該所属の採捕従事者が行うしらすうなぎ採捕についての指導責任者を置くものとする。
- (2) 指導責任者は、高知県警察等からの自粛要請がある場合を除いて、自ら指導に当たるとともに、県の指示があつた場合にはそれに従い、指導等に当たるものとする。
- (3) 指導責任者は、巡回指導を行った場合には、別に定める様式の巡回指導日誌に必要事項を記載し、許可名義人を通じて県に報告しなければならない。

5 採捕従事者（採捕人）について

- (1) 採捕従事者は、2つ以上の許可名義人の採捕従事者にはなれない。ただし、河口域で海面及び内水面の許可区域が隣接している場合を除く。
- (2) 高知県漁協浦戸支所、高知支所及び御豊瀬支所の採捕従事者は、同漁協浦戸支所、高知支所及び御豊瀬支所の組合員及び組合員と世帯を一にする家族並びに高知県漁協浦戸支所、高知支所又は御豊瀬支所と協議が整った者とする。
- (3) 前年度の採捕従事者であつて、採捕数量報告書による採捕数量が100グラム未満

であった者は、原則として、本年度の採捕従事者になることができない。ただし、うなぎ稚魚（しらすうなぎ）の採捕数量に関する申立書（取扱要領7（2）シ）により、正当と認められる場合を除く。

6 暴力団排除に関する誓約について

採捕従事者、指定集荷人及び現場責任者は、暴力団排除に関する誓約書（個人の場合は様式4に自筆で署名し、法人の場合は様式5及び様式5の2に必要事項を記入すること。）を許可名義人を通じて知事に提出しなければならない。ただし、採捕従事者のうち、許可名義人である漁業協同組合に所属する組合員及び組合員と生計を一にする家族については、取扱方針第6条第1項第3号から第6号までのいずれかに該当しないことを当該漁業協同組合が誓約することができる場合に限り、漁業協同組合が代わりに一括して誓約することができる。

7 許可申請について

許可申請に必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特別採捕許可申請書（1部）【第9号様式】

(2) 添付書類

ア 採捕従事者名簿（採捕人名簿）（県が定める様式に記入すること。）

イ 採捕区域図（特徴のある構造物、目標物等を記入すること。）

ウ しらすうなぎの集出荷に関する書面

（ア）【様式1】うなぎ稚魚（しらすうなぎ）の集出荷体制に関する届出書

（取扱方針第5条第1項、取扱要領1、3）

（イ）上記（ア）の集出荷体制について証する書面の写し

エ 【様式2】うなぎ稚魚（しらすうなぎ）指定集荷人変更届出書（取扱要領3（2））

オ 漁業権者の同意書

カ 漁業権河川に隣接する区域で採捕しようとする場合は、当該関係漁協との協議に関する書類

キ 採捕団体にあつては、代表者選定届・代表者の住民票及び採捕団体の規約

ク 【様式3】うなぎ稚魚（しらすうなぎ）の採捕人標識等届

（取扱方針第12条第1項第2号）

ケ 採捕従事者（漁業協同組合の組合員及び同居の家族以外の者を含む）、個人の指定集荷人及び現場責任者については、その者の発行日から3か月以内の住民票又は有効期間内の運転免許証の写しその他現住所、氏名、性別、生年月日、写真等が記載された証明書

コ 【様式4、様式5、様式5の2及び様式6】採捕従事者、指定集荷人及び現場責任者については、暴力団排除に関する誓約書（個人の場合は様式4、法人の場合

- 合は様式5及び様式5の2、採捕従事者のうち組合員及び組合員と生計を一にする家族について漁業協同組合が一括で誓約する場合は様式6（取扱要領6））
- サ 法人の指定集荷人については、発行日から3月以内の印鑑証明書及び登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- シ 【様式7】うなぎ稚魚（しらすうなぎ）の採捕数量に関する申立書（取扱要領5（3））
- ス その他知事が必要があると認める書類

8 その他

当該許可に係る採捕従事者又は使用船舶（ゴムボートその他これに類するものを含む。）の変更（追加を含む。）は、原則として認めない。

附 則

この取扱要領は、令和3年10月18日から施行する。